二十八　銀行代理業者名　名直シキブ
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県宮崎市高岡町内山二百五十四番地五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年八月一日
二十九　銀行代理業者名　大池　好子
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県島田市福用千十二番地六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年八月一日
三十　銀行代理業者名　横田　百代
主たる営業所又は事務所の所在地　静岡県菊川市丹野四百六十六番地十
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年八月一日
三十一　銀行代理業者名　杉尾　二美
主たる営業所又は事務所の所在地　宮崎県西都市大字加勢千二百五十番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年八月四日
三十二　銀行代理業者名　竹田　早苗
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県尾道市御調町植野五百六十五番一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年八月三十一日
三十三　銀行代理業者名　鈴木　充江
主たる営業所又は事務所の所在地　愛知県豊田市国谷町広畑十六番地六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年九月一日
三十四　銀行代理業者名　森　　壽夫
主たる営業所又は事務所の所在地　岐阜県多治見市池田町五丁目三百七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年九月一日
三十五　銀行代理業者名　髙田　明子
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県吉野郡野迫川村大字上百二十九番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年九月一日
三十六　銀行代理業者名　東條　敏治
主たる営業所又は事務所の所在地　徳島県板野郡松茂町長原五百二十四番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年九月一日
三十七　銀行代理業者名　淀川卯多子
主たる営業所又は事務所の所在地　福岡県福岡市西区大字西浦千四十八番地七
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年九月一日
三十八　銀行代理業者名　北郷　悦子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県大島郡天城町大字瀬滝九百八十三番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十三年九月一日

○財務省告示第二号
金融庁
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）第八十三条第一項第五号ハ、第八十四条第二号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年九月金融庁・財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十二月三十一日から適用する。

平成二十三年十二月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎
財務大臣　安住　淳
経済産業大臣　枝野　幸男

第二条第二項第六号を次のように改める。

六　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ　自己資本比率告示第二百三十二条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百三十七条第二項及び第二百八十五条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

ニ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

ホ　証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ　商工組合中央金庫が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該商工組合中央金庫が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ト　商工組合中央金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該商工組合中央金庫が行った証券化取引（商工組合中央金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

チ　証券化取引に関する会計方針

リ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容